

令和5年度室蘭市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

本調達方針は、障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、障害者が就労する施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)に対する需要を増進するため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「優先調達推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等調達の一層の推進を図ることを目的に策定する。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労継続支援事業所(A型、B型)

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援とともに施設入所支援を行う施設)

オ 地域活動支援センター

(2) 優先調達推進法施行令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障害者多数雇用事業所(次の①から③までの全てを満たす事業所)

① 障害者の雇用数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

(4) 障害者基本法に基づき、障害者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設

4 調達する物品等の種類

本市において調達を推進すべき主な物品等は次のとおりとする。ただし、下記に記載のないものであっても、障害者就労施設等が提供可能な物品等については対象とする。

(1) 物品

ア 食糧品(賄材料、配布用記念品、会議用食糧等)

菓子類、パン、乾物(椎茸、鮭トバ等)、だしパック ほか

イ 花苗(公共施設植栽、町会配布等)

春花、夏花、宿根草 ほか

ウ 雑貨、手工芸品等(配布用記念品等)

木工品、ぬいぐるみ、石鹸、ティッシュカバー ほか

(2) 役務

ア 印刷製本(計画書等冊子、名刺、リーフレット、チラシ、封筒等)

イ 清掃(公共施設等建物内及び野外施設等)

ウ 草刈(公共施設等)

エ その他軽作業業務

5 調達目標

令和5年度目標調達金額 22,991千円

6 調達の推進の方法

(1) 障害福祉課は管財契約課と連携して、本方針に関する全庁的な周知を図る。

(2) 障害福祉課は、全庁的な調達を円滑に進めることができるよう、提供可能な物品等の情報を提供するとともに、必要に応じ、障害者就労施設等との連絡調整を行う。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関しては、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約制度の積極的な活用に努める。

(4) 新規事業の実施や公共施設の新設(移転・統廃合を含む)等、物品等の調達が新たに生じる場合は、各関係課等は障害福祉課と連携して、障害者就労施設等からの調達について検討を行う。

7 調達実績の公表

本調達方針に基づき調達した物品等の実績額は、年度終了後に、市のホームページ等により公表する。

8 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、毎年度、調達の目標等の見直しを行うものとする。